

# 奈良県立万葉文化館庭園管理業務特記仕様書

## 1. 業務の目的

本管理業務は、奈良県立万葉文化館の来館者等が、万葉庭園等を快適に利用できる潤いと憩いの場所として、除草や清掃等の作業を通じ常に良好な美観を維持・管理することを目的とする。

## 2. 業務の履行場所

奈良県高市郡明日香村大字飛鳥地内

奈良県立万葉文化館敷地内万葉庭園（駐車場、中庭を含む）及び南側の山系圃場、並びに駐車場東側山系斜面の一部、東側の水田跡圃場。

## 3. 履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

## 4. 委託業務特記仕様

### (1) 芝生管理

- ・ 芝生の刈り高は、監督職員と協議のうえ、芝生の場所ごとに決定すること。
- ・ 発芽抑制剤は、イデトップ（0.1cc/m<sup>2</sup>）又は同等品以上とする。  
時期は、2～3月初旬とする。  
発芽抑制剤の散布は、芝以外の植物に薬剤がかからないように保護策を講じること。
- ・ 目土の覆土は、監督職員と協議のうえ、芝生の場所ごとに決定すること。
- ・ 時期は、3月中下旬とする。
- ・ 施肥は、サンバイオセラム（A:300g/m<sup>2</sup>、B:150g/m<sup>2</sup>）または同等品以上とする。
- ・ 時期は、1回目の芝刈り後、引き続き施肥を行う。
- ・ 芝刈りは、年5回（6月、7月、8月、9月、10月）を標準として、現場状況を勘案しながら監督職員と協議して時期及び回数などを決定する。
- ・ 芝生管理において、部分的にいちじるしく芝生が損傷した場合、現場状況を監督職員と協議しながら補植等を施し、芝生の処理を行うものとする。

### (2) 除草

- ・ 機械除草の刈り高は、5cm前後とする。草刈の時期は、5月、6月、8月、10月の年4回を目途とし、現場の状況に応じて時期をずらすものとする。
- ・ 抜取り除草は、現場状況を勘案しながら監督職員と協議して時期及び回数などを決定する。
- ・ 水田跡圃場の草刈は、刈り払い機による全面草刈とする。草刈時期は、5月、6月、8月、10月の年4回を目途とし、現場の状況に応じて時期をずらすものとする。

### (3) 樹木等の剪定・施肥・薬剤散布補助

- ・ 高所作業時の安全確保に十分に留意する。
- ・ 剪定により発生した落枝の整理等を速やかに行うものとする。
- ・ 作業の時期及びその他剪定等に付随する補助作業内容については、現場状況を勘案しながら監督職員と協議をして決定する。

### (4) 落葉及び枯れ枝等のゴミ搬送処理

- ・ 集積場所の落葉及び枯れ枝等を回収し、搬出する。
- ・ 時期は、1月～2月とする。
- ・ 搬出量は18m<sup>3</sup>とし、2m<sup>3</sup>積載の軽トラック9台分を想定する。

## 5. 作業員等の配置

- (1) 受託者は、庭園管理業務を円滑に実施するための必要な作業員を配置する。
- (2) 受託者は、庭園管理業務を監督する業務責任者1名を選任し、万葉文化館の承認を受けるものとする。
- (3) 作業実施日及び作業員の配置は、別紙庭園管理業務作業内容による。ただし、天候等による作業計画の変更が必要な場合は、配置人員の増減により対処するものとする。
- (4) 受託者は、庭園管理業務に従事する作業員の名簿を万葉文化館に届けるものとする。

## 6. 観光ガイド等

庭園管理業務の実施に関連し、奈良県立万葉文化館の来館者等に対する明日香村の観光案内、文化財の案内などを必要に応じて行うこと。

## 7. その他

- (1) 服装等業務遂行中は、来園者に対し、除草作業等の実施中であることがわかるような服装を着用すること。また、来園者に対しては、常に親切、丁寧を旨とすること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、委託者の監督職員と協議し、指示を受けること。